

議案第53号

七飯町手数料条例の一部改正について

七飯町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月9日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町手数料条例の一部を改正する条例

七飯町手数料条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表28の項を次のように改める。

28	土地・建物に関する手数料	評価証明、公課証明	1筆につき	300円
			1棟につき	300円
		固定資産税（土地・家屋）名寄帳兼課税台帳に係る閲覧及び交付	1件につき	300円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。